

○国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理委員会規則

〔平成18年9月14日
制 定〕

改正 平成19年3月27日 平成21年3月2日
平成23年2月23日 平成25年3月25日
平成26年7月29日 平成27年3月25日
平成28年5月27日 平成28年7月13日

(設置)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、研究倫理に関する事項について審議するために国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 研究倫理委員会は、次に関する事項を審議する。

- (1) 研究倫理に係る基本的な方針に関すること。
- (2) 国立大学法人お茶の水女子大学研究者等行動規範（以下「研究者等行動規範」という。）に関すること。
- (3) 研究者等行動規範第28条に定める本学の責務に関すること。
- (4) 国立大学法人お茶の水女子大学研究倫理指針に関すること。
- (5) 国立大学法人お茶の水女子大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（以下「研究不正行為防止規程」という。）に関すること。
- (6) 研究に係る法令違反行為及び研究不正行為防止規程第3条に定める不正行為の防止に関すること。
- (7) その他研究倫理に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究倫理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 研究推進・社会連携室長
- (3) 基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員から選出された教員各1人
- (4) 研究推進・社会連携室員である大学教員から選出された者1人

(5) その他、弁護士、公認会計士、外部有識者等学長が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号の委員は、学長が任命する。

(任期等)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1項第5号の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 研究倫理委員会に委員長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 委員長は、研究倫理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 研究倫理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 研究倫理委員会の委員は、任期中及び任期後において、その任務上知り得た秘密を厳守しなければならない

(事務)

第8条 研究倫理委員会に関する事務は、研究協力課が行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究倫理委員会の運営に関し必要な事項は、研究倫理委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年9月14日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月2日)

この規則は、平成21年3月2日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日)

この規則は、平成23年2月23日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月25日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 7 月29日）

この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月27日）

この規則は、平成28年 5 月27日から施行する。

附 則（平成28年 7 月13日）

この規則は、平成28年 7 月13日から施行する。